

新労発基0727第1号  
令和3年7月27日

新潟地方最低賃金審議会

会長 永井 雅人 殿

新潟労働局長

岩瀬 信也

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

（平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号）

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

（平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号）

新潟県各種商品小売業最低賃金

（平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号）

令和3年7月27日

新潟労働局長  
岩瀬信也 殿

新潟地方最低賃金審議会  
会長 永井雅人

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品  
小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から  
諮問のあった標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の  
結論に達したので答申する。

記

改正決定することを必要と認める。

新労発基0727第2号  
令和3年7月27日

新潟地方最低賃金審議会  
会長 永井 雅人 殿

新潟労働局長  
岩瀬 信也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、  
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金  
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号)

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金  
(平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号)